市町村森林整備計画制度等の運用について

平成3年7月25日 3林野計第305号 林野庁長官より各都道府県知事あて 最終改正

[令和3年9月30日 3林整計第296号]

市町村森林整備計画制度等の運用については、「森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について(市町村森林整備計画制度関係)」(昭和58年10月1日付け林野計第468号農林水産事務次官依命通達)によるほか、下記の事項に留意されたい。

なお、この通達の施行により、「森林計画制度の運用について」(昭和58年10月1日付け林野計第469号林野庁長官通達)は、廃止する。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

記

第1 市町村森林整備計画制度

- 1 市町村森林整備計画の計画事項等について 計画事項については、次の点に留意し、市町村の実情に即して計画するものとする。
- (1) 森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の5第2項第1号の「伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項」においては、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定めるものとする。

森林整備の基本方針については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、各市町村の自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、例えば、水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を記載するとともに、これらの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための伐採、造林、保育等森林整備の基本的な考え方とこれらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を定めるものとする。

(2) 法第10条の5第2項第2号の「立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)」においては、 樹種別の立木の標準伐期齢、立木の伐採(主伐)の標準的な方法その他必要な事項を 定めるものとする。

立木の伐採(主伐)の標準的な方法については、皆伐(主伐のうち択伐以外のものをいう。以下同じ。)及び択伐(主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が

人工造林による場合にあっては40%以下)であるものをいう。以下同じ。)の別に 定めるものとする。

なお、立木の伐採のうち主伐とは、更新を伴う伐採であり、その方法については、 皆伐又は択伐とする。

また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね 20~クタールごとに保残帯を設けるものとする。

集材の方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に即した方法で行う旨定めるものとする。

(3) 法第10条の5第2項第3号の「造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項」においては、人工造林及び天然更新に関する事項のほか、その他造林に関する事項として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び所在、法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準その他必要な事項を定めるものとする。

人工造林に関する事項は、人工造林の対象樹種、人工造林の樹種別及び仕立ての 方法別の植栽本数等人工造林の標準的な方法並びに伐採跡地の人工造林をすべき 期間について定めるものとする。

天然更新に関する事項は、天然更新の対象樹種、天然更新の対象樹種の期待成立本数、天然更新補助作業の標準的な方法(伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を含む。)等天然更新の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新をすべき期間について定めるものとし、天然更新は、天然更新の対象樹種がその期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数以上成立すると見込まれる状態となることにより完了する旨を定めるものとする。

なお、天然更新の対象樹種については、後継樹として更新の対象とする高木性の 樹種に限るとともに、対象樹種のうちぼう芽(根株における発芽をいう。)による 更新が可能なものを区分して定めるものとする。

(4) 法第10条の5第2項第4号の「間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準」においては、間伐を実施すべき標準的な 林齢及び間伐の標準的な方法、保育の種類別の標準的な方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う旨を定めるものとする。

(5) 法第10条の5第2項第5号の「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」においては、公益的機能別施業森林区域(法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。以下同じ。)及び当該区域内における施業の方法を、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「水源涵養機能維持増進森林」という。)、土地に関する災害の防止及び土壌の保

全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の別に定める とともに、その他必要な事項を定めるものとする。

水源涵養機能維持増進森林においては、伐期の間隔の拡大を図る森林施業を推進する旨を定めるものとする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業、それ以外の森林については複層林施業を推進する旨を定めるものとする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林は、長伐期施業(標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。)を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、当該森林を長伐期施業を推進すべき森林の区域として定めるものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進すべきものについては、その旨を定めるものとする。

このほか、公益的機能別施業森林の整備に関する事項とあわせて、必要に応じて、 法第10条の5第3項第4号の「その他森林の整備のために必要な事項」として、木 材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該 区域内における施業の方法を定めるものとする。また、当該区域のうち、自然的条 件や社会的条件等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林については、その区域 及び当該区域内における施業の方法について定めるものとする。

- (6) (5)の事項を定めるに当たっては、森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づき、市町村が経営管理権(同法第2条第4項に規定する経営管理権をいう。以下同じ。)を取得し、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権(同条第5項に規定する経営管理実施権をいう。以下同じ。)を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林について市町村が自ら経営管理を実施する制度(以下「森林経営管理制度」という。)による経営管理権又は経営管理実施権の設定見込み等の状況を考慮し、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域において定める森林施業等の確実な実施が図られるよう努めるものとする。
- (7) 法第10条の5第2項第6号の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項」においては、森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針のほか、森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策、森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項、森林経営管理制度の活用に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

(8) 法第10条の5第2項第7号の「森林施業の共同化の促進に関する事項」においては、森林施業の共同化の促進に関する方針のほか、施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項その他必要な事項を定めるものとする。

なお、「森林施業の共同化」とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等(法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。)の間で施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

(9) 法第10条の5第2項第8号の「作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項」においては、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム(車両系作業システム又は架線系作業システムをいう。以下同じ。)に関する事項、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項、作業路網の整備に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムは、林地の 傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準について定めるものとする。

なお、作業路網とは、基幹路網及び細部路網を、基幹路網とは、「林道規程」(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定する林道及び「林業専用道作設指針の制定について」(平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知)に規定する林業専用道を、細部路網とは、「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に規定する森林作業道を、それぞれいうものとする。

また、「その他森林の整備のために必要な施設」には、山土場等木材の合理的な 搬出等をするための諸施設が該当するものとする。

- (10) 法第10条の5第2項第9号の「鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項」においては、鳥獣害防止森林区域(法第5条第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域をいう。以下同じ。)及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を当該区域において対象とされている鳥獣(以下「対象鳥獣」という。)の別に定めるとともにその他必要な事項を定めるものとする。
- (11) 法第10条の5第2項第10号の「森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)」においては、森林病害虫等の駆除及び予防の方法、鳥獣害対策の方法((10)に掲げる事項を除く。)、林野火災の予防の方法のほか、その他森林の保護に関する事項として、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項その他必要な事項を定めるものとする。
- (12) 法第10条の5第3項各号に掲げる事項においては、それぞれ次のアからエまでに 掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

なお、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第33条第1号ロの規定に基づく区域を定めようとする場合は、エの「その他森林の整備のために必要な事項」の「森林経営計画の作成に関する事項」において定めるものとする。

- ア 同項第1号の「林業に従事する者の養成及び確保に関する事項」 林業就業者 及び林業後継者の育成方策、林業事業体の経営体質強化の方策等の林業に従事す る者の養成及び確保の方針
- イ 同項第2号の「森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項」 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標、機械化の推進方策等の 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
- ウ 同項第3号の「林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項」 林産物の利用の促進のために必要な生産施設、流通施設、加工施設、販売施設等 の整備に関する方針
- エ 同項第4号の「その他森林の整備のために必要な事項」 森林経営計画の作成 に関する事項、生活環境の整備に関する事項、森林整備を通じた地域振興に関す る事項、森林の総合利用の推進に関する事項、住民参加による森林の整備に関す る事項、森林経営管理制度に基づく事業に関する事項その他各市町村の実情に応 じて必要な事項
- (13) 市町村の長は、(1)から(12)までに定める事項のほか、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号。以下「特別措置法」という。)第5条の2に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めて森林の保健機能の増進に関する事項を定めようとする場合には、森林の賦存状況、自然景観等の自然条件、周辺における森林レクリエーションの動向、森林の施業の状況等の社会的経済的条件、森林所有者の意向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図るべき森林(以下「保健機能森林」という。)の区域、保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項、保健機能森林の区域内における森林保健施設(特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設をいう。)の整備に関する事項、その他必要な事項を定めるものとする。
- (14) (7)から(12)までの事項((12)のエに掲げる事項を除く。)を定めるに当たっては、「森林の流域管理システムの推進について」(平成4年10月16日付け4林野計第501号林野庁長官通知)の第2の流域森林・林業活性化協議会の協議内容を反映させるものとする。
- 2 市町村森林整備計画の樹立及び変更について
- (1) 市町村森林整備計画の樹立は、別記様式により市町村森林整備計画書を作成してするものとする。
- (2) 法第10条の6第1項の「地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるとき」とは、次のような場合が該当するものとする。
 - ア 保安林の指定、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく自然公園の指定等 に伴い、森林の施業に関し一定の制約が課せられたことにより地域森林計画が変 更され、市町村森林整備計画において定められている伐採、造林、間伐又は保育 等の内容がこれに適合しなくなった場合
 - イ 地域森林計画における林道の開設及び拡張に関する計画や委託を受けて行う森 林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事

項の変更により、市町村森林整備計画における作業路網に関する計画や委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進等に関する計画の達成が著しく困難となった場合

- (3) 法第10条の6第2項の規定に基づく市町村森林整備計画の変更は、同条第1項の通知を受けた日から起算して60日以内に行うものとする。
- (4) 法第10条の6第3項の「森林の現況等に変動があったため必要があると認めるとき」とは、次のような場合等が該当するものとする。
 - ア 林野火災等の被害及び林地開発により、森林の現況に著しい変動が生じ、市町 村森林整備計画の計画内容を変更する必要があると認められる場合
 - イ 市町村の経済的、社会的条件の変動に伴い、計画内容を変更する必要があると 認められる場合
- (5) 市町村森林整備計画をたてようとするときは、市町村森林整備計画概要図を作成するものとし、計画を変更しようとするときは、必要に応じこれを修正するものとする。
- 3 学識経験を有する者からの意見聴取について

法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取は、森林経営計画の認定の拠り所である市町村森林整備計画の内容を充実させる必要があるため、その作成に当たって必要となる専門的、技術的知見を得る観点から定められたものである。

意見聴取の方法については、地域の森林・林業・木材産業に精通している森林所有者、森林組合その他林業・木材産業関係団体の代表者、林業普及指導員等(森林総合監理士を含む。)、森林管理署長その他森林・林業に関する学識経験を有する者等をもって構成する協議会の開催、これらの者のいずれかからの意見聴取等によるものとする。

- 4 市町村森林整備計画の案の公告・縦覧について
 - (1) 法第10条の5第7項(法第10条の6第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第6条第1項の規定による市町村森林整備計画の案の縦覧の規定は、地域住民をはじめとする関係者の理解と協力を得て森林整備を推進するため、幅広い意見を市町村森林整備計画に反映させる観点から定められたものである。
 - (2) (1)の市町村森林整備計画の案の縦覧は、市町村森林整備計画書の案を市町村の事務所の掲示場その他適切な場所に備え付けてするものとし、市町村の長は、当該計画書の案が可能な限り幅広い公衆の縦覧に供されるよう努めるものとする。
- 5 森林管理局長の意見聴取について
- (1) 法第10条の5第8項の規定による森林管理局長の意見聴取は、民有林・国有林の連携による森林整備を推進するため、森林管理局長からのアドバイスを得る機会を設ける観点から定められたものであり、当該市町村の区域内における国有林の分布の多寡、市町村森林整備計画を推進していく上での国有林との関わり等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

- (2) 市町村の長は、(1)の意見聴取を行うに当たっては、当該市町村の区域内の国有林の関係森林管理署長を経由して、市町村森林整備計画書の案を提出してするものとする。
- 6 都道府県知事への協議について
- (1) 法第10条の5第9項の協議は、市町村森林整備計画の地域森林計画に対する適合性を確保する等の観点から定められたものである。
- (2) 市町村の長は、(1)の協議を行うに当たっては、あらかじめ市町村森林整備計画の計画事項の内容について、連絡調整するものとする。
- (3) 都道府県知事は、市町村森林整備計画が次の事項に照らして適当でないと認めるときは、当該事項について内容が適切なものとなるよう市町村に対し助言又は指導を行うものとする。
 - ア 法第10条の5第2項第2号から第5号までに掲げる計画事項の内容が、それぞれの事項に対応する地域森林計画の内容に照らして適当なものであり、法令により立木の伐採等につき制限がある森林については、地域森林計画において定められた制限林の施業方法に反するものでないこと。
 - イ 法第10条の5第2項第6号及び第7号に掲げる計画事項の内容並びに同条第3項第1号から第3号までに掲げる計画事項が記載されている場合にはその内容が、地域森林計画の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」の内容に照らして適当なものであること。
 - ウ 法第10条の5第2項第8号に掲げる計画事項の内容が、地域森林計画の「林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項」及び「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」の内容と整合性のとれたものとなっていること。
 - エ 法第10条の5第2項第9号に掲げる計画事項の内容が、地域森林計画の「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項」の内容に照らして適当なものであること。
 - オ 法第10条の5第2項第10号に掲げる計画事項の内容が、地域森林計画の「森林 病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除 く。)」の内容に照らして適当なものであること。
 - カ 法第10条の5第3項第4号に掲げる計画事項において、森林法施行規則第33条 第1号ロの規定に基づく区域が定められている場合は、当該区域が路網の整備の 状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として 効率的に行うことができると認められる範囲として適切なものであること。
 - キ その他地域森林計画の内容に照らして適当であると認められ、かつ森林所有者 その他の関係者に著しく過重な負担を課すものでないこと。
- 7 関係施策との調整等について
- (1) 市町村が都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域

の定められている区域(以下「市街化区域等」という。)をその区域に含む森林に 係る市町村森林整備計画を樹立し、又は変更しようとするときは、当該市町村の林 務担当部局は、あらかじめ都市計画担当部局に市町村森林整備計画の案を示し、市 街化区域等にかかる部分について協議するものとする。

都道府県知事は、市町村の長から市町村森林整備計画の協議があったときは、市 街化区域等に係る部分について、林務担当部局と都市計画担当部局との間で協議す るものとする。

(2) 市町村が、砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域(以下「砂防指定地等」という。)をその区域に含む森林に係る市町村森林整備計画を樹立し、又は変更しようとするときは、当該市町村の林務担当部局は、あらかじめ都道府県の砂防担当部局に市町村森林整備計画の案を示し、砂防指定地等に係る部分について協議するものとする。

都道府県知事は、市町村の長から市町村森林整備計画の協議があったときは、砂防指定地等に係る部分について林務担当部局と砂防担当部局との間で協議するものとする。

- 8 市町村森林整備計画の公表等について
- (1) 法第10条の5第10項(法第10条の6第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市町村森林整備計画並びに縦覧期間中に申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果の公表は、4の方法に準じて公衆の縦覧に供することにより行うものとする。また、HPへの掲載なども行うことにより、幅広く周知することに努めるものとする。
- (2) 同項の規定に基づく都道府県知事等への市町村森林整備計画の写しの送付は、当該市町村森林整備計画を樹立した日から起算して30日以内に行うものとする。

第2 市町村森林整備計画に係る指導及び勧告

- 1 市町村森林整備計画に係る森林の施業及び保護の指導 市町村の長は、森林所有者等が市町村森林整備計画を遵守して森林の施業及び保護 を実施するよう次により指導を行うものとする。
- (1) 市町村の長は、市町村森林整備計画を樹立又は変更したときは、その計画内容について説明会等の開催又は広報活動等による指導に努めるものとする。

特に、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林のほか、森林法施行規則第39条第2項に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準が適用される水源 涵養機能維持増進森林以外の公益的機能別施業森林のうち次に掲げるものについ ては、当該森林の森林所有者等に対する通知等により周知を図る。

ア 長伐期施業を推進すべき森林

- イ 複層林施業を推進すべき森林(択伐による複層林施業を推進すべき森林を含む。)
- ウ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

- (2) 市町村森林整備計画の計画期間中は、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出があったとき等の機会を利用してその計画内容の周知を図り適正な施業を行うよう指導する。
- (3) 都道府県知事は、法第10条の12の規定に基づく市町村からの協力の求め等に応じて、林業普及指導員等による技術的援助、指導その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 施業の勧告

法第10条の10第1項の施業の勧告(以下単に「勧告」という。)は、適正な森林の施業の実施について十分な指導を行ったにもかかわらず、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める森林施業の規範に従わず、これに反する施業を実施し、又は実施すべき施業を実施していないと認められる場合であって、市町村森林整備計画の達成に支障をきたすことが明らかなときに行うものとし、市町村の長は、次により森林所有者等に対して勧告を行うものとする。

なお、法第39条の4の規定に基づき地域森林計画において要整備森林として指定された森林については、法第39条の6の規定により、勧告の対象とならない。

- (1) 勧告は、次に掲げる場合等に行うものとする。ただし、その土地を木竹の育成以外の用途に供することが明らかであると認められる森林は、オに掲げる場合を除き、勧告の対象としない。
 - ア 第1の1の(5)により択伐による複層林施業を推進すべき森林として定められた森林において、市町村森林整備計画に定める伐採方法以外の方法により伐採を行い、又は行おうとしている場合
 - イ 市町村森林整備計画に定める立木の伐採の標準的な方法(公益的機能別施業森林の区域内の森林にあっては、当該森林について第1の1の(5)により定められた立木の伐採方法)と著しく異なる方法により伐採を行い、又は行おうとしている場合
 - ウ 市町村森林整備計画の計画樹立時における伐採跡地及び計画期間中に伐採された箇所について、伐採後、市町村森林整備計画で定められた更新期間を経過した後なお伐採跡地の更新が行われない場合
 - エ 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出義務のある者が、伐採及び伐採後の造林 の届出書を提出しないで立木を伐採した場合であって、伐採跡地において伐採後 の造林をしていない場合
 - オ 市町村森林整備計画に森林の保護に関する事項として定められた病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林において立木が伐採されておらず、伐採を促進させる必要がある場合
- (2) 勧告に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 勧告を行うときは、あらかじめ、勧告すべき事項につき十分な検討を行い、必要に応じ現地につき調査を行うものとする。
 - イ 勧告に当たっては、その所有に係る森林の状況及び森林所有者等の経済的な事情を十分考慮するとともに、市場の動向等客観情勢を勘案するものとする。

第3 施業実施協定制度

1 施業実施協定の性格

施業実施協定(以下「協定」という。)は、森林所有者等、森林の土地の所有者又は特定非営利活動法人等がその自由意志に基づき締結するものであり、その法的性格については私法上の契約と解される。しかしながら、協定については、効力補充要件としての市町村の長の認可により、当該協定について一定の民事法上の効果が生じることとなる点において単なる私法上の契約とは異なっていることに留意されたい。

2 協定の対象

(1) 対象森林

ア 法第10条の11第1項に規定する協定

法第10条の11第1項の「一団の民有林」とは、原則として連たんして団地性を有している民有林のことであるが、同一林道路線の利用区域内にある場合など一体的かつ効率的な森林施業の実施が可能な場合には一団の民有林と考えられる。また、同項第2号の「一体として整備することが相当と認められる森林」とは、

地形等の自然的条件及び林道その他の林業生産基盤の整備状況等からみて一体的かつ効率的に森林施業を実施し得るものとする。

イ 法第10条の11第2項に規定する協定

法第10条の11第2項に規定する協定(以下「2項協定」という。)の対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている公益的機能別施業森林であり、特に団地性を有すること等の制限はない。

(2) 協定の締結者

「森林所有者等」とは、法第10条の7に規定する「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者」のことである。

また、「森林の土地の所有者」とは、森林所有者以外の単に森林の土地を有している者をいうが、この者を協定締結者としていることについては、作業路網その他の施設の設置及び維持運営が適正に図られるものとなるようにするためである。

「特定非営利活動法人等」とは、森林の整備及び保全を目的として設立された次に掲げる者である。この場合の「目的として設立された」とは、当該特定非営利活動法人等の定款等における目的に記載されていることで足りる。

- ア 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非 営利活動法人
- イ 一般社団法人、一般財団法人
- ウ ア及びイ以外の営利を目的としない法人
- エ 営利を目的としない法人でない団体であって、構成員の資格及び加入・脱退を不当に制限していないこと、代表者の選任手続を明らかにしていること等の要件に該当する規約を有していること並びに団体の活動に継続性があること等の基準(平成16年4月1日農林水産省告示第885号のとおり)に適合するもの

3 協定の締結事項

協定の締結に当たっては、協定締結事項ごとに掲げる次の事項に留意するよう指導 するものとする。 (1) 法第10条の11第3項第1号の「施業実施協定の目的となる森林の区域」は、共同して施業を実施し、又は特定非営利活動法人等が施業を実施する区域及び当該施業の実施のために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営を行う区域とし、字及び地番並びに林班及び小班によりその区域が明確となるように定め、一の市町村の範囲を超えないこと。

また、作業路網その他の施設の維持運営については、特に地図等により位置を明示すること。

- (2) 法第10条の11第3項第2号の森林施業の実施に関する事項については、
 - ア 森林施業は、造林、保育、伐採等であり、その種類は限定されないが、原則として造林、保育、伐採に区分して定めるものとすること。また、造林については植栽、天然下種更新等に、保育についてはつる切り、除伐等に、伐採については主伐、間伐に細分して示すこと。
 - イ 森林施業の実施の方法とは、法第10条の11第1項に規定する協定(以下「1項協定」という。)にあっては施業の共同化の実行形態(労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託等)等であり、2項協定にあっては特定非営利活動法人等が行う施業の態様(専門家の技能指導の方法、施業実施者の構成等)等であること。
 - ウ 森林施業の実施の時期は、アの森林施業の区分ごとに当該森林施業を実施する 期間を年月により表示するものとすること。
 - エ その他の事項とは、アの施業の細分ごとの面積及び樹種を示すこと。
- (3) 法第10条の11第3項第3号の「作業路網その他の施設の設置及び維持運営」については、
 - ア 作業路網とは、第1の1の(8)の作業路網であり、その他の施設とは、森林施業の実施に必要な土場、作業場等であること。
 - イ 作業路網その他の施設は、森林施業の実施のために必要なものであること。
 - ウ 「維持運営」は、作業路網の施設を使用しうる状態に保つために必要なことを さし、必要に応じて修繕補修、砂利敷き、草刈り等の実行、見回り等の維持運営 の内容及び方法、維持運営に要する費用の負担方法等について定めること。
- (4) 法第10条の11第2項第4号の「協定の有効期間」については、
 - ア 有効期間は10年を超えてはならないとされている(法第10条の11第5項)が、 共同して行う森林施業が安定的に実施されるよう、余りに短期間とならないこと。
 - イ 協定の内容として、自動更新の規定を定めておくことは差し支えないが、その 結果10年を超えることとなる場合には、その時点で改めて協定の認可を申請しな ければならないこと。
 - ウ 協定の有効期間について定めのない協定は認可の対象とならないこと。
- (5) 法第10条の11第2項第5号の「施業実施協定に違反した場合の措置」においては、 違反をした者に対して過度の私権の制約とならないような合理的な範囲内で、例え ば、次のような事項を定めること。
 - ア 違約金の支払いに関すること
 - イ 違反行為の差止めに関すること

ウ 現状の回復に関すること

4 協定の認可の申請手続

協定の認可の申請手続に関しては、次に掲げる事項に留意するよう指導するものとする。

- (1) 協定の認可の申請手続は、協定を締結した森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等(以下「協定参加者」という。)の全員の連名、又は代表者を選任している場合にあってはその代表者名をもって、森林法施行規則第24条に定める書類を申請書に添付して行うこと。
- (2) 法第10条の11の3第1項の「利害関係人」には、協定の内容に利害関係を有する 国の行政機関、都道府県知事、市町村長等も含まれること。
- (3) 法第10条の11の3第1項の規定により利害関係人から意見書の提出があった場合には、市町村長はその内容に係る事実関係等を調査の上、妥当と認められるものにあっては、要すれば認可の申請を行った森林所有者等に意見書の内容を通知して協定の内容の再検討を求めること。

5 協定の認可基準

協定の認可に当たっては、法第10条の11の3第2項の規定による意見書の内容及びその妥当性を考慮に入れた上で慎重に検討するものとし、認可の申請のあった協定についての当否は、法第10条の11の4第1項各号に掲げる認可基準の全てに該当するか否かについて審査し決定するものであるが、その具体的な決定は、次の事項等を判断して行うものとする。

(1) 法第10条の11の4第1項第1号

ア 協定参加者の全員の合意が適正に得られたものであること。

- イ 協定の目的となる森林の区域が、1項協定にあっては地域森林計画の対象となっている森林内に設定されており、当該森林を一体として整備することが相当と認められ、2項協定にあっては地域森林計画の対象となっている公益的機能別施業森林内に設定されていること。
- (2) 法第10条の11の4第1項第2号 作業路等の既設の施設及びその周辺に協定に係る施設(土場、土捨場等)を設け、 その利用を不当に制限するようなものでないこと。
- (3) 法第10条の11の4第1項第3号
 - ア 1 項協定にあっては、協定に定める「共同して行う森林施業」が市町村森林整備計画に定める「森林施業の共同化の促進」に資するものであること。
 - イ 2項協定にあっては、施業を行う特定非営利活動法人等が次に掲げる基準に適合し、その行う施業の実施が市町村森林整備計画に定める「公益的機能別施業森林の整備」に資するものであること。
 - (ア) 森林施業に係る技術者を有し、又は森林組合等から恒常的な技術指導を受けていることその他協定の内容を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有していること。
 - (イ) 十分な活動実績を有していることその他協定の内容を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有していること。

6 協定の変更

協定の変更の認可の申請手続及び認可基準については、4及び5の定めるところに 準ずるものとする。

7 協定の認可の効力

協定の対象とする森林の森林所有者等又は森林の土地の所有者の異動があった場合には、法第10条の11の6の規定により、新たに森林所有者等又は森林の土地の所有者となった者も、協定に定める事項を遵守する義務を負うこととなる。

このように、森林の譲渡等により協定を締結した後に当該森林の森林所有者等又は その土地の所有者になった者にも協定の効力が及ぶこととなるので、協定の指導、普 及に当たっては、その趣旨、内容等について森林所有者等はもとより、広く森林・林 業関係者の十分な理解を得るように留意するものとする。

8 協定の廃止

- (1) 協定の廃止については、法第10条の11の7に規定するところにより協定参加者の 過半数の合意を要することとされているが、これは過半数の者がその存続を要望し ない協定については、もはや当該協定を存続せしめる基盤が失われたと考えられる ことによるものである。
- (2) 法第10条の11の7の「過半数」とは、協定の廃止の認可を申請する時点における協定の対象となる森林の森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等の過半数を意味するものとし、複数の森林に同一の者が権利を有している場合は、一人と算定するものとする。
- (3) 協定の廃止の認可を行うに当たっては、廃止に係る許可申請の理由が妥当か否か、 廃止に係る手続が適正か否か等を十分審査するものとする。

9 協定の認可の取消し

- (1) 法第10条の11の8の規定により協定の内容が法第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合は、市町村長は、協定の認可を取り消すものとされているが、具体的には、例えば、次のような場合が該当するものとする。
 - ア 協定参加者の全員の合意形成に瑕疵のあったことが認可後において明らかとなった場合
 - イ 災害等の事由により協定の目的となる森林の現況が協定の締結時と著しく異なったものとなったこと等により協定に係る森林施業の実施又は施設の設置が不可能となった場合
 - ウ 協定の有効期間が相当程度経過しても協定の目的が達成されず、かつ、将来に わたってもその達成が見込めない場合
- (2) 市町村長は、協定の認可の取消しに当たっては、その理由を協定参加者に明示して行うものとする。
- (3) 市町村長は、協定の認可の取消しを行った場合は、その旨を当該協定参加者又はその代表者に通知するとともに、法第10条の11の4第2項の規定による協定の対象とする森林である旨の掲示を速やかに撤去する等の措置を講ずるものとする。

10 協定制度の指導及び普及

協定制度の指導及び普及に当たっては、協定制度の趣旨にかんがみ、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 森林所有者、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等の自主的な話合いを 基礎として協定が締結されるようにすること。

その際、1項協定にあっては、森林組合法第25条の2に規定する共同施業規程制度とその連携及びその活用に十分留意すること。

- (2) 協定の内容は、地域の実情に即し、かつ、森林所有者等の創意と工夫が反映されたものとなることが望ましく、画一的な内容とならないようにすること。
- (3) 協定の締結の結果として個人の権利、自由が不当に制約されることのないよう十分配慮すること。

第4 指導推進体制

- (1) 市町村長は、市町村森林整備計画の執行体制を整備するとともに、都道府県や森林管理局などの関係行政機関、林業関係団体等との密接な連携の下、必要に応じ森林総合監理士等からの技術的援助等を得つつ、計画推進に必要な普及、助言、指導に当たるものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村森林整備計画制度の円滑な運用に資するため、法第10条の12の規定に基づく市町村からの協力の求めに応じて、関係森林管理局長と連携しつつ、森林総合監理士等が主体となった林業普及指導事業の活用等により、技術的援助、指導その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。
- (3) 市町村長は、市町村森林整備計画の運用に当たっては、「森林の流域管理システムの推進について」の第2の流域森林・林業活性化協議会を活用することにより、流域を単位とした森林整備の諸条件の整備を促進し、市町村森林整備計画の実効性を確保するよう努めるものとする。

第5 計画達成のための措置

市町村森林整備計画の推進は、森林所有者等に対する助言・指導、森林の経営の受託 又は委託に必要な情報の提供及びあっせんを適切に行いつつ、新たに森林の土地の所有 者となった旨の届出、伐採及び伐採後の造林の届出、伐採及び伐採後の造林に係る森林 の状況の報告、施業の勧告、森林経営計画制度、森林経営管理制度等の的確な運用を図 るとともに、市町村森林整備計画の内容に基づき、造林、間伐、林道の整備等を推進す る森林整備事業等の補助事業や地方単独事業を効果的に実施するなど、各種森林・林業 施策を総合的・計画的に推進して行うものとする。